

協調支援型特別保証要件（Iタイプ）

米国関税措置や原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受けている中小企業者の皆様に資金面から支援します。



融資要件

融資対象者	次のいずれかに該当する方 【要件1】本融資の実行と原則同時に本融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること。 【要件2】申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
融資利率	年1.5%以内
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内 （据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）
責任共有制度	責任共有対象
申込方法	県制度融資の取扱金融機関へ直接お申し込みください。

保証料補助

本要件の特徴

信用保証料の一部を国が補助するため、通常よりも保証料負担が少なくご利用いただけます。

【要件1】の場合の事業者負担 **1/2相当**が補助

【補助前】 0.45%～1.90% → 【補助後】 0.23%～0.95%

【要件2】の場合の事業者負担 **1/4相当**が補助

【補助前】 0.45%～1.90% → 【補助後】 0.34%～1.43%

※条件変更した場合に追加して生じる保証料は全額事業者負担となります。

※信用保証料に関するお問い合わせは、群馬県信用保証協会までお願いします。

◆融資の申込先◆

群馬県内に本店・支店がある
銀行、信用金庫、信用組合及び
商工中金の融資窓口



群馬県HPで

制度融資

検索

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 金融係
TEL:027-226-3332

